

第 号

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24  
第6項において準用する同法第12条第7項の規定による

身 分 証 明 書

職名及び氏名

写  
真

押 出  
スタンプ

年 月 日生  
年 月 日交付

原子力規制委員会 印

印

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（抄）

第12条の2（略）

2～5（略）

6 前項の検査に当たっては、原子力規制委員会の指定するその職員は、次に掲げる事項であつて原子力規制委員会規則で定めるものを行うことができる。

一 事務所又は工場若しくは事業所への立入り

二 帳簿、書類その他必要な物件の検査

三 関係者に対する質問

四 核原料物質、核燃料物質その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

7 前項第1号の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

8 第6項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第43条の3の24 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（発電用原子炉の運転に関する保安教育、溶接事業者検査及び定期事業者検査についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、発電用原子炉の運転開始前に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2～4（略）

5 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況について、原子力規制委員会が定期に行う検査を受けなければならない。

6 第12条第6項から第8項までの規定は、前項の検査について準用する。この場合において、同条第6項中「前項」とあるのは、「第43条の3の24第5項」と読み替えるものとする。

第78条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

四 第12条第6項（第22条第6項、第37条第6項、第43条の3の24第6項、第43条の20第6項、第50条第6項、第51条の18第6項、第57条第6項又は第64条の3第8項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四の二 第12条の2第1項、第22条の6第1項、第43条の2第1項、第43条の3の27第1項、第43条の25第1項、第50条の3第1項、第51条の23第1項又は第57条の2第1項の規定に違反した者

四の三 第12条の2第3項（第22条の6第2項、第43条の2第2項、第43条の3の27第2項、第43条の25第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項及び第57条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反した者

四の四 第12条の2第6項（第22条の6第2項、第43条の2第2項、第43条の3の27第2項、第43条の25第2項、第50条の3第2項、第51条の23第2項及び第57条の2第2項において準用する場合を含む。）の規定による立入り、検査若しくは試料の提出を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者